

石手川ダム特別防災操作実施要領

令和元年 7 月

国土交通省 四国地方整備局
松山河川国道事務所 石手川ダム管理支所

(通 則)

第1条 石手川ダム操作規則（以下「規則」という。）第14条に規定するただし書き操作のうち、石手川ダム下流河川において、洪水被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に今後のダムへの降雨等も勘案し、ダム下流河川の被害軽減等を目的として実施する操作（以下「特別防災操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(局長の承認等)

第2条 所長は、規則第14条、第15条に規定する操作を行っている場合において、ダム下流河川で洪水被害が発生、又は発生のおそれがある場合に、ダム下流の河川管理者、又は自治体等から特別防災操作の要請を受け、特別防災操作への移行が可能な場合は、四国地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を受けるものとする。

また、特別防災操作の継続が困難となり中止する場合も局長の承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受け、特別防災操作に移行する場合、又は、特別防災操作を中止する場合は、別表－1に定める関係機関に通知するものとする。

(特別防災操作への移行)

第3条 前条第1項の特別防災操作への移行が可能な場合とは、次期洪水のおそれがなく、洪水の終了が見通せ、ダムへの貯留が可能である場合等とする。

(特別防災操作)

第4条 所長は、降雨状況、ダム下流の河川水位、ダムへの貯留が可能な容量等の把握及びダムからの放流量の設定等を実施し、特別防災操作を行うものとする。

(特別防災操作の終了)

第5条 所長は、前条に規定する操作を行っている場合において、下流河川、その他の状況から特別防災操作を継続する必要が無いと判断される場合は、特別防災操作を終了し、規則第14条、第15条に規定する操作に移行するものとする。

(特別防災操作の中止)

第6条 第4条に規定する操作を行っている場合において、気象、水象、その他の状況により特別防災操作の継続が困難となり、放流量を増加させる必要が生じた場合は、特別防災操作を中止し、規則第14条、第15条の操作に移行するものとする。

附 則

この要領は、令和元年7月3日から適用する。

別表－1 （第2条関係）

通知を行うべき関係機関

関係機関	備考（所在地）
四国地方整備局	高松市サンポート3番33号
愛媛県河川港湾局	松山市一番町4-4-2
松山市消防局	松山市本町6丁目6-1
愛媛県警察本部	松山市南堀端町2-2
伊予消防等事務組合 松前消防署	伊予郡松前町筒井809番地1
NHK 松山放送局	松山市堀之内5